

令和元年 12月 12日

西条市お試し移住用住宅「リブイン西条ハウス」利用マニュアル

1. 利用方法

(1) 目的

本市への移住を検討している方が、本市の風土や日常生活を体験するために一時的に滞在する住宅を用意し、移住及び定住の促進を図ります。

(2) 利用者の要件

①西条市外に住所を有すること

(西条市への移住を検討していること、観光目的や出張、商用目的では利用できません)

②20歳以上であること

家族の場合は、代表者が20歳以上。友人同士の場合は、全員が20歳以上で、西条市への移住を検討していること

③お試し移住用住宅の滞在期間中に、必ず市職員との面談を行い、移住相談の内容により市内の案内等に参加すること

④申請者を含め、利用可能人数は原則1組5人とする。

⑤利用日数は、1泊2日から30泊31日まで(利用不可日：年末年始12/29～1/3及び点検など運営上、開所できないとき)

(3) 料金

貸付料は、1組1日につき1,000円

(例：1泊2日2,000円、2泊3日3,000円・・・30泊31日3,1000円)

利用開始までに一括前納してください。カードや電子マネーでの納付はできません。

(4) 利用方法

①空き状況の確認・仮予約について

お電話又は移住促進ポータルサイト「LIVEIN西条」にて、住宅の空き状況を確認してください。空きがある場合には、お電話にて仮予約をしていただくこととなります。宿泊予約は、3ヶ月前の同日から受け付けます。

②申込について

利用日の7日前までに、以下のものを市役所まで提出してください。

(郵送のほかFAXやメールでも受付いたしますが、事前予約をお電話にて済ませてください)

・貸付承認申請書(様式第1号)

・本人確認書類の写し(運転免許証など、現住所が確認できるもの)

・滞在予定表(様式任意)

③利用の承認と契約について

市役所から審査後、貸付承認通知書（様式第2号）により貸付申請者に通知するとともに、定期賃貸借契約書（様式第5号）により契約いたします。合わせて、契約の更新がないことを、定期賃貸借契約について（様式第6号）により行うものいたします。

※契約書を西条市へお越しの際に、お渡しさせていただきますので、印鑑（認印可、シャチハタでないもの）をご持参ください。

※申請書類等は、様式一覧からダウンロードできます。

2. 入居から退去までの流れ

【入居】

入居前日（土日祝日や年末年始の閉館日を挟む場合は、直前の平日）までに、西条市役所又はリブイン西条ハウスの到着時間を電話にてお知らせください。入居日は午後1時～午後5時までに、お試し移住用住宅にお越しください。現地にて、市職員の立会のもと、鍵の受け渡し、利用の説明を行います。

※午後5時以降の対応はできかねますので、時間内に到着するよう余裕を持ってお越しください。

【滞在中】

（1）滞在中の行動

滞在中は提出した滞在予定表（任意）に沿って、原則ご自身で行動していただくことにはなりますが、滞在期間中に、移住定住相談や無料アテンドサービスもご利用いただけます。詳しくは、移住促進ポータルサイト「LIVEIN 西条」をご覧ください。

※無料アテンドサービス (<https://live-in-saijo.com/2019/07/8419/>)

（2）緊急連絡先

緊急時は、①②を伝えた上で下記までご連絡ください。

①お試し移住用住宅の入居者であること（氏名と連絡先）

②要件をお伝えください（確認し折り返し、市職員からご連絡いたします）

◎平日連絡先：0897-52-1476、0897-52-1244

◎休日・夜間連絡先（休日・平日 17：15 分以降）：0897-56-5151

【退去】

退去日の午前9時～午前11時までに退去ください。市職員の立会により、住宅内部確認（清掃、備品確認等）、鍵の返却、アンケート回収を行います。

※退去前に必ず、住宅の清掃（キッチン、トイレ、洗面所などの水回り、廊下・床の掃除機掛けなど）を行ってください。

※ごみについて、入居時に説明した敷地内の収集箇所に分別の上、まとめておいてください。退去直前に出たごみは各自で持ち帰り、私物等の忘れ物がないようにしてください。

3. 留意事項

お試し移住用住宅及びその敷地のご利用にあつては、「西条市お試し移住用住宅貸付規則」や契約内容を遵守し、次のことにご留意ください！

- (1) 移住体験以外の目的に利用しないでください。
- (2) 長期滞在の場合は1週間毎、短期滞在の利用者についても必ず1回は本市の移住相談員又は、移住推進課職員との面談、または、空き家バンク現地見学等を必須事項といたします。
- (3) お試し移住用住宅利用者は、お試し移住開始までに貸付料を一括前納してください。(支払いについては、「お試し移住用住宅の貸付料の支払いについて」を参照してください)
- (4) 暴力団若しくは暴力団員等に利用させないでください。
- (5) 第三者に対し、お試し移住用住宅や敷地を転貸、利用、譲渡などはできません。決してしないでください。
- (6) 建物内及び敷地内は禁煙です。
- (7) 留守時または就寝時には、必ず施錠してください。
- (8) お試し移住用住宅ならびにその設備や器具等、適切に利用してください。
- (9) 火災および盗難の予防のために細心の注意を払ってください。火気の使用はできません。
- (10) 給湯器を利用するときは、給湯器の電源を入れ、利用後は必ず電源を切ってください。
- (11) お試し移住用住宅とその敷地について、清掃等を適宜行ってください。
- (12) 住宅内で出たごみについては、燃えるごみと燃えないごみをそれぞれごみ袋に分別し、長期滞在の場合は随時、短期滞在時や退所する際に、敷地内の指定された場所にまとめて出してください。
- (13) お試し移住用住宅に新たに設備を設置しようとするときは、あらかじめ、管理者の承諾を得てください。
- (14) お試し移住用住宅の増築若しくは改築または模様替えはしないでください。
- (15) その他、お試し移住用住宅を適切に管理して、住環境を整えてください。
- (16) 自動車で来られる利用者は、お試し住宅敷地内または隣接する市有地に駐車し、市が指定する場所以外には駐車しないようにしてください。(駐車箇所及び運用については、「駐車場のご利用について」をご覧ください。)
- (17) 利用期間中に食事の提供はございません。

- (18) 寝具については、寝具置き場にある寝具を利用することができます。もちろん持参しても構いません。**寝具利用後は、寝具返却場所に返却**することになります。退去時に職員が確認いたしますので、利用後の寝具をまとめておいてください。
- (19) 利用者は、原則、お試し移住用住宅や西条市役所までは**各自でお越しください**。アテンドサービスを利用される方や貸付料の直前納付など、状況に応じて担当職員と決めた場所等で合流し、入所していただくことになります。
- (20) 備え付け品以外（タオル、ペーパーなどの**消耗品**）は**各自でご用意ください**。
- (21) 災害・その恐れがあるときについて
災害時などで避難する場合は、**小松公民館が最寄りの避難所**となっています。
- (22) 火災報知器等の火災時及び誤動作時について
ALSOKの火災通報については、警備期間（無人の時）のみ作動。もし在宅中に誤作動などで鳴動があれば、勝手口の本体操作にて停止ボタンを押してください。自動火災警報器が鳴動した場合は、鳴っている5か所の警報器どれでもいいので、停止ボタンを押してください。5か所連動型になっているため、1か所で停止するとすべて止まります。

4. 禁止事項

利用者は、お試し移住用住宅およびその敷地内において、**次に掲げる行為をしてはいけません。**

- (1) 寄附の募集その他これに類する行為
 - (2) 事業または営業
 - (3) 興行、展示会その他これらに類する催し
 - (4) 文書、図画その他の物の掲示または配布
 - (5) 政治活動または宗教活動
 - (6) 動物の飼育（原則**ペット不可**）
 - (7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
 - (8) 建物の建築または工作物の設置
 - (9) 上記のほか、お試し移住用住宅の利用にふさわしくない行為
- ※その他、**不適切であると判断される場合は、強制的に退去していただくことがあります。**

5. 契約の解除

利用者が**次のいずれかに該当する場合は、利用者との間に締結した賃貸借契約を解除する場合があります。**

- (1) 規則および賃貸借契約に違反したとき
- (2) 遵守および注意事項ならびに禁止事項等、指摘された内容について従わないとき
- (3) 過失によらない損害が発生し、その損害について賠償しないとき
- (4) 上記のほか、市長が認めるとき

6. 明渡し及び返却と立入りについて

利用期間の満了や、賃貸借契約の解除に伴い、受け渡しの際と同じく確認をしていただくこととなります。

- (1) 退去の際は、**貸出した鍵や器具類を確実に返却**するとともに鍵については決して複製しないでください。
- (2) 退去する際は、利用者と一緒に市職員が住宅および敷地内を確認いたします。
- (3) 通常利用に伴う損耗品等以外を除いて、**原状回復に努めてください。**
- (4) 利用者は、原状回復の内容および方法について、市の指示に従ってください。
- (5) お試し移住用住宅の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、**職員が施設に立ち入ることがあります。**
- (6) 利用者は、正当な理由がある場合を除き、立入りを拒むことはできません。

7. 損害賠償

利用者は、お試し移住用住宅を汚損・損傷・滅失・紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出てください。場合によっては、損害を賠償していただくことがあります。**利用者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、利用者にご負担いただきます。**

8. 事故免責

お試し移住用住宅およびその敷地が通常有すべき安全性を欠いている場合を除いて、**そこで発生した事故に対しては、市は、その賠償の責を負えませんのでご了承ください。**

【お問合せ先】

西条市役所 移住推進課

〒793-8601 西条市明屋敷 164

TEL：0897-52-1476（直通）

FAX：0897-52-1295

E-mail：ijyusuishin@saijo-city.jp